

子育て世帯臨時特別給付金事業について (令和3年度補正予算第7号)

1. 事業概要

令和3年11月19日に閣議決定した国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として実施する、0歳から高校3年生までのこども1人当たり10万円相当の給付について、現金10万円の一括支給に要する経費を計上するものである。

2. 対象

(1) 支給対象者

以下の世帯で、主たる生計維持者の所得が「児童手当（本則給付）の所得制限限度額の範囲内」である世帯

- ・令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については10月分）の児童手当（本則給付）受給世帯
- ・令和3年10月以降令和4年3月31日までに出生した児童を養育する世帯
- ・令和3年9月30日時点で、高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日に出生）を養育する世帯

(2) 対象見込み数

対象世帯数：41,000世帯、対象児童数：62,000人

3. 補正予算額

62億3,100万円（財源：国庫補助金10/10）

(内訳)

- | | |
|--------------------|---------|
| ○給付金（62,000人×10万円） | 62億円 |
| ○事務経費（システム改修経費等） | 3,100万円 |

4. スケジュール

令和3年12月15日：区HP等に現金10万円を一括支給する旨を掲載

(1) 申請が不要な方

令和3年12月16日以降、振込案内送付

令和3年12月24日振込

(2) 申請が必要な方

令和3年12月22日以降、申請勧奨案内送付

最短で令和4年1月21日振込